〔3〕　特別の措置

料金の額については、記〔2〕にかかわらず、次のとおり特別の措置を適用する。

一．料金距離に応じた料金の額

首都高速道路を通行する普通車及び大型車の料金の額は、利用した出入口等の相互間の料金距離に基づき、それぞれ1回の通行につき1台当たり、下表の区分に応じた額とする。

| 料金距離 | 料金の額 | |
|---|---|---|
| | 普通車 | 大型車 |
| 6.0㎞以下 | 476.19円 | 952.38円 |
| 6.0㎞超12.0㎞以下 | 571.42円 | 1,142.84円 |
| 12.0㎞超18.0㎞以下 | 666.66円 | 1,333.32円 |
| 18.0㎞超24.0㎞以下 | 761.90円 | 1,523.80円 |
| 24.0㎞超30.0㎞以下 | 857.14円 | 1,714.28円 |
| 30.0㎞超36.0㎞以下 | 952.38円 | 1,904.76円 |
| 36.0㎞超42.0㎞以下 | 1,047.61円 | 2,095.22円 |
| 42.0㎞超 | 1,142.85円 | 2,285.70円 |

(注)

A　料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別添1のとおりとする。

a：出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

b：出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

c：常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B　空港中央出入口又は湾岸環八出入口において通行を開始し、又は終了する場合における下表左欄の区間の料金距離は、同表右欄に掲げる区間の料金距離を用いるものとする。ただし、本運用を適用する期間は平成24年1月1日から平成28年3月31日までの間とする。

| 対象区間 | 料金距離 |
|---|---|
| 川崎浮島ジャンクションから空港中央出入口まで | 川崎浮島ジャンクションから湾岸環八出入口までの料金距離 |
| 大師ジャンクションから空港中央出入口又は湾岸環八出入口まで | 大師ジャンクションから羽田出入口までの料金距離 |
| 東海ジャンクションから空港中央出入口まで | 東海ジャンクションから空港西出入口までの料金距離 |

C　現金車は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。この場合において、別添2に掲げる入口等を利用する場合においては、同表に掲げる料金の額を適用する。

二．通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

⑴　ETC車の場合の料金調整

AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、料金の額を適用する。

⑵　現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、AD間の料金距離に応じて料金の額を適用する。

三．消費税等の取扱い及び料金の単位

記一．に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、6.0㎞超12.0㎞以下の料金距離に係る普通車の料金の額については、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うこととする。

〔4〕　基本料金及び特別の措置における割引

一．割引を適用する自動車及び割引率等

⑴　上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

㈠　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行する普通車及び大型車とする。

㈡　割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、下表に掲げる料金距離となる場合は、割引後の額は同表の額とする。

| 料金距離 | 割引後の額 | |
|---|---|---|
| | 普通車 | 大型車 |
| 30.0㎞超 | 857.14円 | 1,714.28円 |

⑵　障害者割引については、次のとおりとする。

㈠　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。以下同じ。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、次の①又は②の要件を満たすものとして、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

①　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

②　手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの